

(財)食品産業センター

環境委員会NEWS

No. 4

平成21年8月27日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(財)食品産業センター

環境委員会事務局 中井・下田

TEL:03-3224-2384

FAX:03-3224-2398

=====

賛助会員各位

日頃より(財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、環境委員会NEWS No.3でも触れましたが、食品リサイクル法の改正において、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。

報告期限は本年6月末となっておりますが、農林水産省食品環境対策室のお話しでは、食品関連事業者からの報告数については、想定していた報告数を下回っている状況となっているようです。

このため、農林水産省から当センターに対し、再度の啓発について依頼を受けましたので、当センター賛助会員の皆様におかれましては、食品リサイクル法の定期報告の提出について、傘下の企業、社内の担当部局に御確認頂き、未提出の場合は速やかに、対応されるようお願い致します。

以 上

本年から食品リサイクル法に基づく
定期報告制度が始まりました。

提出をお忘れなく！

(※下記の事業者について、報告が義務となっています。)

報告が必要な事業者

平成20年度(4月～3月)の食品廃棄物等の発生量が**法人単位で100トン以上**の食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売、小売、飲食店業等)です。

報告様式

農林水産省のホームページに掲載しているエクセルファイルの定期報告様式に入力し、報告してください。

農林水産省のホームページのアドレス

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html

報告方法

書面(できましたらフロッピーディスクやCD-Rにエクセルファイルを保存していただいたものを同封)を本社の所在する農林水産省、環境省及び事業所管官庁の地方支分局に送付してください。または、電子申請による報告も可能です。

※具体的な送付先、電子申請の方法等は、上記ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

詳しくは、本社が所在する各地方農政局食品課等へお問い合わせください。

(北海道は北海道農政事務所または農林水産本省、沖縄は沖縄総合事務局)

北海道農政事務所 TEL:011-642-5410

東北農政局 TEL:022-263-1111(内線4337)

関東農政局 TEL:048-600-0600(内線3139)

北陸農政局 TEL:076-263-2161(内線3396)

東海農政局 TEL:052-201-7271(内線2349)

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室

近畿農政局 TEL:075-451-9161(内線2391)

中国四国農政局 TEL:086-224-4511(内線2161)

九州農政局 TEL:096-353-3561(内線4286)

沖縄総合事務局 TEL:098-866-1673

TEL:03-3502-8111(内線4140)

食品リサイクル法の概要

〇目 的

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、

- ① **発生抑制**と**減量化**により最終処分量の減少を図るとともに、
- ② 資源として飼料や肥料等に**再生利用**または**熱回収**するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進するものです。

①責 務

- ・すべての食品関連事業者に再生利用等の実施の義務があります。

(再生利用等の手法と優先順位)

- ①発生抑制 ②再生利用 ③熱回収 ④減量（乾燥、脱水、発酵等）

②実施率目標

我が国全体で達成を目指す再生利用等実施率目標

H24年度までに、業種別に下記の実施率目標を達成することを目指します。

- 食品製造業 85% (81%) ○ 食品小売業 45% (35%)
○ 食品卸売業 70% (62%) ○ 外食産業 40% (22%) ※ () は19年実績

個々の食品関連事業者の再生利用等実施率目標

毎年度の基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満の事業者	2%
50%以上80%未満の事業者	1%
80%以上の事業者	維持向上

食品廃棄物の多量発生事業者（年間100トン以上）の取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令及び罰則（50万円以下の罰金）があります。

③定期報告

- ・食品廃棄物多量発生事業者は、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の状況について毎年度6月末までに前年度の状況を実績を報告してください。
- ・フランチャイズチェーン事業者を除き、事業者ごとに報告してください。なお、グループ内企業、子会社等を一括した報告はできません。